

知多市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市条例第 3 号

知多市事務分掌条例の一部を改正する条例

知多市事務分掌条例（平成 2 6 年知多市条例第 3 4 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

改正後	改正前
<p>(総務部の分掌事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第1号及び第2号 (略)</p> <p>(3) <u>予算その他の財務に関すること。</u></p> <p>(4) <u>契約事務の調整に関すること。</u></p> <p>(5) <u>行政監察に関すること。</u></p> <p>(6) <u>市有財産に関すること。</u></p> <p>(7) <u>公共施設の建築及び営繕に関すること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(企画部の分掌事務)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>(総務部の分掌事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第1号及び第2号 (略)</p> <p>(3) <u>契約事務の調整に関すること。</u></p> <p>(4) <u>予算その他の財務に関すること。</u></p> <p>(5) <u>市有財産に関すること。</u></p> <p>(6) <u>行政監察に関すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>戸籍及び住民記録に関すること。</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>(企画部の分掌事務)</p> <p>第4条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第1号及び第2号 (略)</p> <p>(3) <u>デジタル化</u>に関すること。</p> <p>第4号から第8号まで (略)</p> <p><u>(9) 戸籍及び住民記録に関すること。</u></p>	<p>第1号及び第2号 (略)</p> <p>(3) <u>情報管理</u>に関すること。</p> <p>第4号から第8号まで (略)</p> <p>(新設)</p>